

北海道選挙管理委員会告示第12号

平成27年北海道選挙管理委員会告示第9号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

「平8.5.1	日高郡新ひだか町三石本桐479番地の5	本桐生活改善センター	新ひだか町長	147	150	
同	同 三石豊岡201番地の2	豊岡生活改善センター	同	83	85	」を
「平8.5.1	日高郡新ひだか町三石豊岡201番地の2	豊岡生活改善センター	新ひだか町長	83	85	」に、
「同	同 三石美野和368番地の2	美野和生活改善センター	同	86	85	
同	同 三石本桐224番地の6	本桐基幹集落センター	同	248	250	」を
「同	同 三石美野和368番地の2	美野和生活改善センター	同	86	85	」に、
「同	同 三石東蓬萊12番地の41	東蓬萊生活館	同	91	98	
同	同 三石梟舞117番地の9	梟舞生活改善センター	同	155	165	」を
「同	同 三石東蓬萊12番地の41	東蓬萊生活館	同	91	98	」に、
「同	同 三石梟舞116番地	梟舞生活館	同	55	60	
同	同 三石本桐227番地の7	本桐生活館	同	69	75	」を
「同	同 三石梟舞117番地の13	梟舞生活館	同	155	165	
同	同 三石本桐224番地の6	本桐生活館	同	248	250	」に、
「同	同 三石西蓬萊88番地の1	西蓬萊生活館	同	64	70	
同	同 三石美野和38番地の7	美野和生活館	同	82	85	」を
「同	同 三石西蓬萊88番地の1	西蓬萊生活館	同	64	70	」に

改める。